

違反対象物公表制度

○ 違反対象物公表制度とは

重大な消防法違反のある建物をお知らせし、建物を利用する判断をするための制度です。

○ 対象となる建物とは

飲食店や宿泊施設等の不特定多数の方が利用する下記の表の用途がある建物です。

消防法施行令別表第一（抜粋）

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(3)	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4)		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等

(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター等
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(16)	イ	複合用途防火対象物（(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの）
(16の2)		地下街
(16の3)		準地下街

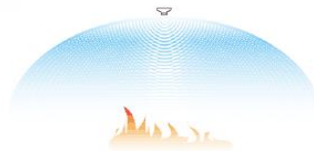
○ 対象となる違反とは

【屋内消火栓設備】、【スプリンクラー設備】、【自動火災報知設備】の設置が必要にもかかわらず設置されていない場合が対象です。

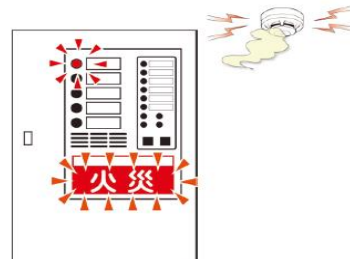
【屋内消火栓設備】



【スプリンクラー設備】



【自動火災報知設備】



○ 公表の時期と方法は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反の通知をした日から14日が経過してもその違反が認められる場合、志摩市のホームページで建物の名称、建物の所在地、違反の内容を掲載します。



○ 建物関係者の方々へ

所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防本部にご相談ください。

- ・ 飲食店、宿泊施設、病院、社会福祉施設等の新規入居
- ・ 増築、改築、隣接建物との接続工事や扉、窓など開口部の閉鎖工事など